

# 福祉課介護保険係

## からのお知らせ

訪問介護（ホームヘルパー）利用者負担額を減額します

減額の内容と対象要件は、左記の通りです。

要件に該当する方は、介護保険係へ申請してください。

減額の内容

介護保険の訪問介護（ホームヘルパー）の利用者負担額を6%（通常は10%）に減額

減額の期間

7月1日～平成20年6月30日  
対象となる方

世帯の生計中心者が、所得税非課税であり、次のいずれかに該当する方

65歳到達前の1年間に、障害者福祉制度のホームヘルパーを利用しており、65歳に到達し、介護保険の対象者（要介護・要支援）となった方

特定疾患から生じた身体上・精神上的の障害が原因で、要

介護・要支援状態となった40歳から64歳までの方

障害者自立支援法による障害者福祉制度のホームヘルパーを利用してあり、平成

18年4月1日以降で65歳に到達した方

社会福祉法人等利用者負担額を減額します

社会福祉法人などの利用者負担減免措置実施事業所（市内では、とき陶生苑・市社会福祉協議会）が行う介護保険サービスを利用している方の利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を減額します。

対象となる方

要介護・要支援認定を受けた市民税非課税世帯で、次のすべてに該当する方

非課税収入および仕送りなどを含む年間収入が、単身世帯で150万円（世帯員

が1人増すことに50万円加算した額）以下であること  
有価証券および預貯金などの合計額が、単身世帯で350万円（世帯員1人増すことに100万円加算した額）以下であること  
日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

家族介護慰労金を支給します  
介護保険サービスを受けず、在宅の高齢者を介護している家族で、一定の要件を満たす方に対して「家族介護慰労金」を支給します。  
支給額は10万円です。  
対象となる方  
次のすべての要件を満たす高齢者と同居し、現に介護している方  
市民税が非課税の世帯  
要介護4または、5に認定

されている期間が、1年以上ある在宅の高齢者（3カ月以上の入院期間がある場合は、入院期間を除外する）の期間中に、介護保険サービスを受けなかった在宅の高齢者（1週間以内のショートステイを除く）  
介護認定を受けていない場合は、認定（要介護4または5）を受けてからの1年間で条件対象の期間となります。  
詳しくは、介護保険係内線157・158へどうぞ。

### ご存じですか？



日本司法支援センター「法テラス」は、法的トラブルを解決するための情報やサービスを全国各地でも受けられるよう、全国に50カ所以上の事務所を設け、昨年10月より次の業務を行っています。

法的トラブルを解決するのに、どのような方法があるのか分からない、どこに相談すればよいのか分からないといったときは、お気軽にお電話ください。

情報提供	法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供
民事法律扶助	資力の乏しい方のための無料相談や裁判費用などの立て替え
司法過疎対策	弁護士がいないなど法律サービスを受けることが難しい地域での適切な料金での法律サービス提供
犯罪被害者支援	被害者支援に詳しい弁護士や支援団体などに関する情報の無料提供
国選弁護関連業務	国選弁護人を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制の整備

### ●法テラスコールセンター

おなやみなし  
一般相談 ☎0570-078374  
犯罪被害者相談 ☎0570-079714

詳しくは、日本司法支援センター岐阜地方事務所（☎050-3383-5471）へどうぞ。